

○ヤマザキ動物看護大学公的研究費の運営・管理に関する行動規範

平成27年3月3日

制定

ヤマザキ動物看護大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び大学の理念に沿い、学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として次のとおり定める。

本学の研究者（研究に関わる学生を含む、以下「研究者等」という。）及び事務職員は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用する。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守する。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努める。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行う。
4. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動する。
5. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
6. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努める。

（注） 公的研究費とは、私立大学等経常費補助金、科学研究費、公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。

行動規範の改廃

この行動規範の改正及び廃止は、常務理事会が行う。

附 則（平成29年6月29日常務理事会承認）

この行動規範は、平成30年4月1日から改正施行する。